

千葉県個人情報保護条例の一部改正について

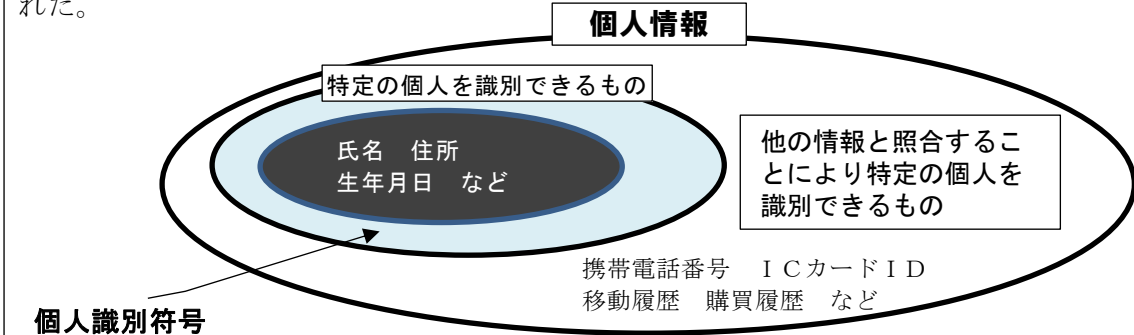
1 背景：行政機関個人情報保護法の改正

H27.9に個人情報保護法が改正され（H29.5.30施行）、その改正内容を踏まえて、H28.5に行政機関個人情報保護法が改正された（H29.5.30施行）。

【主な改正内容】

個人情報の定義の明確化 ※資料1-2（法と条例の対照表）参照

情報化の進展により、個人情報に当たるかどうか（個人識別性が認められるか）の判断が難しい情報（グレーゾーン）が増えたため、新たに「**個人識別符号**」が含まれる情報が個人情報に当たることが明確にされた。



1号個人識別符号 特定の個人の身体の一部の特徴を変換した符号

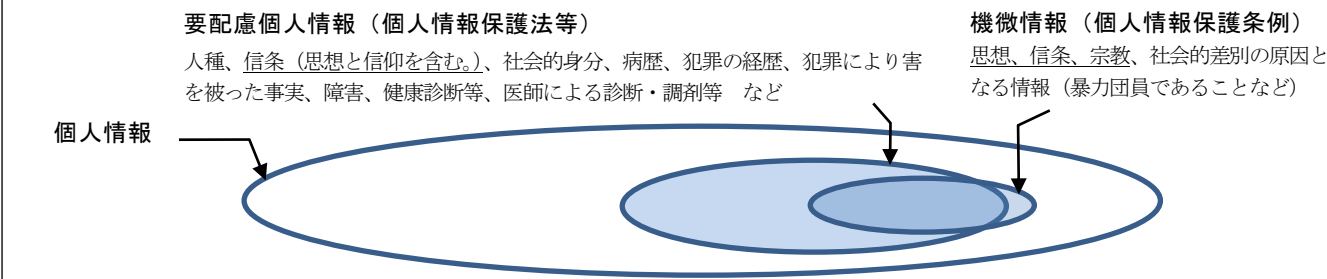
DNAの塩基配列、顔の容貌、虹彩、声紋、歩容、手のひら等の静脈の形状、指紋、掌紋

2号個人識別符号 個人に発行されるカード等に記載された符号で個人ごとに割り当てられるもの

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、国民健康保険等の被保険者番号

要配慮個人情報の取扱い ※資料1-3（法と条例の対照表）参照

一定のセンシティブな情報が新たに「**要配慮個人情報**」と定義され、公表している個人情報ファイル簿（個人情報をデータベース化した「個人情報ファイル」ごとに利用目的、記録項目などのあらましを記載した帳簿）に要配慮個人情報が含まれる旨を記載するものとされた。



	個人情報一般	要配慮個人情報	機微情報
個人情報保護法（民間事業者）	取得・電子計算機処理に制限なし	取得の際は原則として本人の同意が必要（機微情報は定義なし）	
行政機関個人情報保護法（国の行政機関）	取得・電子計算機処理に制限なし		（機微情報は定義なし）
個人情報保護条例（千葉県）	取得の際は原則として本人から取得（要配慮個人情報は定義なし）		原則取得禁止（本人の同意があっても） 例外的に取得した場合の電子計算機処理原則禁止

非識別加工情報制度の導入 ※資料1-4（非識別加工情報制度の手続フロー）参照

行政機関等の保有する個人情報の利活用を図るため、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを事業者に提供する非識別加工情報制度が導入された。

2 H29.6.9閣議決定 規制改革実施計画（非識別加工情報関係）

規制改革推進会議によるH29.5.23付け「規制改革推進に関する第1次答申」を受け、H29.6.9に閣議決定された「規制改革実施計画」では、非識別加工情報について以下のように述べられている。

事項名	規制改革の内容	実施時期
地方自治体等の保有するデータの活用	地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、 <u>整合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。</u> また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、 <u>立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。</u>	意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論

3 要配慮個人情報・非識別加工情報制度に関する課題

- 要配慮個人情報については、市では既に国よりも取扱いを厳しく制限している中で、その取扱いをどのように規定していくべきか、検討が必要となる。
- 非識別加工情報制度の制度設計については、規制改革実施計画を受けた総務省の検討結果や国の実績を踏まえながら、検討を進めていく必要がある。
また、制度導入に当たっては、個人情報ファイル簿の作成、審査方法の検討、手数料金額の検討、監視・監督等を行う機関の検討などを行っていく必要がある。

4 条例改正の方向性

上記3のとおり、要配慮個人情報の取扱い及び非識別加工情報制度の導入については、多くの検討課題があり、慎重に条例改正の検討を進めていく必要があるため、個人情報の保護を目的とした個人情報の定義の明確化に関する部分について、先行して条例改正を行う。
その他の改正内容については、引き続き審議会等の意見を聴きながら、検討を進めていく。

改正内容	方向性
個人情報の定義の明確化	先行して、行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた条例改正を行う。
要配慮個人情報の取扱い 非識別加工情報制度の導入	国の実績や動向等を踏まえつつ、審議会等の意見を聴きながら検討を進めていく。

5 条例改正案 ※資料1-5（新旧対照表案）参照

- 行政機関個人情報保護法等の改正に合わせ、「**個人識別符号**」が単体で「**個人情報**」となることを明確化する。なお、「**個人識別符号**」の定義は、行政機関個人情報保護法の定義と同一とする。
- 特定の個人を識別することができる情報に含まれる「**他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるもの**」について、行政機関個人情報保護法の規定に合わせ、容易照合性の要件を削除する。

6 条例改正スケジュール（予定）

H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	～	H30.4.1
審議会で審議		パブリックコメント手続	意見に対する考え方の公表 条例議案提出		改正条例施行

※ 検察庁協議等により、条例議案提出以降のスケジュールが3か月先延ばしとなる可能性がある。